



害獣の駆除業者を呼ぶときには慎重に！

(相談事例)

住宅地の一軒家に住んでいるが、昨晚、天井裏から何かが動き回る音が聞こえた。

天井裏を覗くと、そこに居たのはアライグマで、すぐに追い出そうとしたが、暴れ回って手に負えなかった。そこで、インターネットで駆除業者を探して、夜遅くだったがすぐに来てもらい、駆除業者2人がかりで天井裏から追い出してもらった。その後、天井裏を消毒して降りてこられたが、出張費、作業費、薬剤費など合計で30万円もの請求を受けた。

事前に金額を聞かなかったのがまずかったとは思いますが、たった1時間の作業で30万円の請求は高すぎると思う。払わなければいけないのか？

(アドバイス)

◆最近、住宅地でも害獣が住宅に侵入するという被害が増えています。

早く追い出さなければ、と慌てて業者に依頼して、料金トラブルになったとの相談も増えています。緊急事態で余裕が無くても、作業を依頼する前には、必ず、いくらかかるのかを尋ねてください。

そして、納得できない金額だったら、なぜそんな金額になるのかを聞き、それでも納得できない場合は断るようにしないと、後でトラブルになります。

◆請求金額は、作業時間の長さだけでなく、深夜の出張費、危険を伴う作業費、消毒に使う薬剤費など様々な金額の積み上げとなっています。

事前に確認して、その金額に納得してから作業をお願いするようにしましょう。

また、余裕がある場合は、事前に複数社から見積りを取ることをお勧めします。

年末の電話勧誘にご注意！送り付け商法！？

(相談事例1)

実家に一人で住む高齢の母のところに、遠方の産地直送業者から電話がかかり、カニなどの魚介類を勧められたようだ。威勢のいい男性から、言葉をはさむ間もなくカニを宣伝され、断りきれなかったらしい。「キャンセルしたいが連絡先がわからない」と母から相談を受けた。商品が届いた場合、どうしたらいいか？ (50歳代 女性)

(アドバイス)

◆カニなどの魚介類の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。

電話を受けた時は、あいまいな返事をせず、きっぱりと断るようにしましょう。

◆断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられてきた場合、お金を払わずに、受け取り拒否をしましょう。

◆もし契約してしまい、商品が届いたとしても、電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフにより契約解除ができます。

◆困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します